

平成21年6月19日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役会長兼社長 信 元 久 隆

第108回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第108回定時株主総会において、下記のとおり報告し、また決議されましたのでご通知申し上げます。

なお、期末配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただくことになりました。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第113期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第113期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>第 7 条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) (条文省略)</p> <p>第 9 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第 10 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第 11 条 (単元未満株式の買増し) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p> <p>第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第 10 条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第12条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条（株式取扱規程） 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条～第19条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第34条（条文省略）</p>	<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条（株式取扱規程） 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第29条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第36条～第38条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第39条～第42条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 買 収 防 衛 策</p> <p>第43条～第44条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第34条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第35条～第37条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 買 収 防 衛 策</p> <p>第42条～第43条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成22年 1 月 5 日まで有効とし、平成22年 1 月 6 日をもって第 1 条乃至本条を削るものとする。</u></p>

第 2 号議案 取締役 8 名選任の件

本件は、原案どおり取締役に信元久隆、横尾俊治、荻野好正、石毛三知之、工藤 高、斉藤剛、伊藤邦雄及び鶴島琢夫の 8 氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

本件は、原案どおり監査役に木村恵司郎及び後藤和彦の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に恒石彰久氏が選任されました。

第 5 号議案 買収防衛策継続の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

本総会による取締役及び監査役の選任並びに本総会後の取締役会及び監査役会により、当社役員の新陣容は次のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

【取締役】

代表取締役	信元 久隆	取締役	工藤 高
代表取締役	横尾 俊治	取締役	斉藤 剛
代表取締役	荻野 好正	取締役	伊藤 邦雄
取締役	西垣 順充	取締役	鶴島 琢夫
取締役	石毛三知之		

【監査役】

常勤監査役	木村恵司郎	監査役	松田秀次郎
常勤監査役	後藤 和彦	監査役	遠藤今朝夫

【執行役員】

会長兼社長	信元 久隆	常務執行役員	出嶋 清
副社長待遇	柏木 剛	常務執行役員	奥村 健
副社長	横尾 俊治	執行役員	伊東 良平
副社長	荻野 好正	執行役員待遇	若林 亨
専務執行役員	西垣 順充	執行役員待遇	尾高 成也
専務執行役員	石毛三知之	執行役員待遇	松本 和夫
専務執行役員	工藤 高	執行役員	宮嶋 寛二
専務執行役員	斉藤 剛	執行役員	安藤 昌明
専務執行役員	宇津木 聡	執行役員	西山 和男
専務執行役員	佐藤 光夫	執行役員	細谷 智
専務執行役員	小林 浩治		

【顧問・相談役】

最高顧問	J. W. Chai	顧問	石垣 吉広
相談役	桑野 秀光		

- (注) 1. 取締役伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松田秀次郎及び遠藤今朝夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 前副会長桑野秀光氏は、相談役に就任いたしました。
4. 本総会終結の時をもって辞任いたしました前監査役石垣吉広氏は、顧問に就任いたしました。